松伏町告示第134号

令和6年度の財政事情について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第1項及び松伏町財政事情の公表に関する条例(昭和53年松伏町条例第18号)第2条第1項の規定により、次のとおり公表する。

令和 6 年12月 1 日

松伏町長 鈴木 勝

財政事情の公表

1 財政方針

内閣府の発表によりますと、我が国の経済情勢は、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されますが、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっているため、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があるとのことです。

また、デフレを脱却し、新たな経済ステージに移行することを目指して、「経済あっての財政」との考え方に立ち、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」を実現するとともに、足元で物価高に苦しむ方々への支援など「物価高の克服」、新たな地方創生施策の展開、中堅・中小企業の賃上げ環境整備、成長力に資する国内投資促進など「日本経済・地方経済の成長」、災害対応を含む「国民の安心・安全の確保」を柱とした「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」が閣議決定されたところです。

このような社会情勢の下、今年度の町の財政状況については、昨年同時期と比較しますと、町の歳入の約3割を占める町税や繰越金が減収していますが、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等の国庫支出金が増収したことにより、歳入全体としては前年度を上回るものとなっています。また、歳出についても、定額減税補足給付事業に係る費用として、委託料等の物件費が増額しており、前年度を上回るものとなっています。

令和7年度においては、社会情勢の影響から、町税の大幅な増収は見込めないなか、人件費や扶助費等の義務的経費が例年増加傾向にあり、さらに電力・ガスの価格高騰による光熱水費等の増額や経年劣化による公共施設の修繕費の増額により、特に厳しい財政運営を強いられることが予想されます。

今後におきましても、社会情勢の動向に注視し、「松伏町第6次総合振興計画」に基づき各種施策に取り組むとともに、町民ニーズを的確に捉え、真に必要な事業を選択し、「みんなの笑顔を未来へつなぐ 緑あふれるまち まつぶし」

の実現を目指してまいります。